北海道内観光関係者 各位

国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

「令和7年度JNT0広域連携プロモーション事業 (北海道)」における事業計画の募集について

日本政府観光局(JNTO)では、地方運輸局及び広域連携 DMO と連携し、各地域の魅力ある観光 資源等を活用し、地域の認知度向上を目的とした訪日プロモーション事業を実施します。

今般、北海道運輸局では、北海道の魅力ある観光資源を活用して、訪日外国人旅行者の北海道への誘客促進を図るために、「令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業(北海道)」に係る提案を下記のとおり募集いたします。

提案される方は、下記及び「令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業(北海道)募集要領」 をご確認のうえ、期日までにご提案くださいますようお願いいたします。

記

## 1. 提出書類

令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業(北海道)提案書 (Excel)

## 2. 提出方法

電子メールにより提出

なお、提案書提出の際は、メールの件名を「【提案者名】令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業提案」としてください。

## 3. 提出先

北海道運輸局観光部国際観光課 田尻、福田 宛

メール: hkt-kokusai kankou@gxb. mlit. go. ip

# 4. 募集期間

<第一次〆切> 令和7年2月19日(水)から3月7日(金)17:00必着

問い合せ先

国土交通省北海道運輸局国際観光課 田尻、福田

電話 011-290-2723 メール hkt-kokusai\_kankou@gxb.mlit.go.jp

## 令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業(北海道)募集要領

## 1. 事業概要

日本政府観光局(JNTO)が、北海道運輸局、広域連携 DMO と連携し、北海道内の魅力ある観光資源等を活用して、訪日外国人旅行者の北海道への誘客促進を図るためプロモーション事業(招請事業・広告事業)を行う。

#### 2. 実施期間

令和7年度(2025年度)中に実施。

## 3. 費用負担

本事業においては原則、応募主体の費用負担はございません。

# 4. 募集対象者

地方自治体、観光地域づくり法人 (DMO)、観光協会、民間事業者等 地方自治体を含む協議会等の任意団体も対象とする。

## 5. 募集期間

<第一次〆切> 令和7年2月19日(水)から3月7日(金)17:00必着

## 6. スケジュール(予定)

2月19日~3月7日 地域提案募集

3月下旬 実施事業の確定

4月下旬~6月下旬 公示から契約 (JNTO)

7月事業 事業開始

今回の募集は JNTO が令和 7 年度に実施する訪日プロモーション事業であり、JNTO がプロモーション事業の公示、契約・実施するため、応募主体で契約等の作業は発生しません。

## 7. 提案事項及び提案に際しての留意事項

## (1) 招請事業

## 1) 事業類型について

- ①メディア招請
- ②インフルエンサー招請
- ③旅行会社招請

## ●対象市場

メディア招請	韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール
インフルエンサー招請	韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール、アメリカ、イ
旅行会社招請	ギリス、フランス、オーストラリア

- ※欧米豪市場を対象とする招請について、メディアは確実な記事掲載が保証されない傾向があるため、インフルエンサー/旅行会社招請のみを対象とする。
- 1 行程における招請期間及び人数の目安

メディア招請	1 媒体 2 名/4 泊 5 日
インフルエンサー招請	2 名/4 泊 5 日
旅行会社招請	4~5 社 x1 名/4 泊 5 日

- ※インフルエンサー招請において随行スタッフがいる場合は1名としてカウントする。
- ※日数は日本国内での滞在日数(=移動日は含まない)。
- ※招請期間及び人数の目安を超えた場合であっても、高い事業効果が期待される提案については、期間延長などの可能性がある。

## 2) 取材行程について

①訪日マーケティング戦略を参考に対象市場、テーマ、ターゲットを設定し、<u>4</u>泊5日の行程 案を提案すること。なお、単一市町村ではなく広域的な行程とする。

訪日マーケティング戦略

https://www.jnto.go.jp/projects/overseas-promotion/marketing-strategy/

- ※ターゲットに親和性の高いコンテンツだけではなく、観光庁の補助事業により過去(3年程度以内)に造成され、現在に至るまでインバウンド向けの着地型商品等として販売されているものを行程案に含めること。
- ※JNTO と調整のうえ、応募のあった行程案を複数組み合わせて実施する可能性も有り得る。

## (2) 広告事業

JNTO がグローバルメディアの広告枠を一括で確保し、各地域の提案を踏まえ、記事の出稿 又はプロモーション動画を放映する。

- 1)対象市場について
- 1)米州圏
- ②欧州圏
- ③アジア圏(韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール)
- ●想定されるグローバルメディア。

エリア	想定されるグローバルメディア
米州圏	CNN、National Geographic 等
欧州圏	BBC、Euronews 等
アジア圏	YouTube 広告 等

- ※上記記載メディアは想定であり、確定されているものではありません。
- ※アジア圏は韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポールの中から希望する市場を提案すること。

# 2) 広告の内容について

①訪日マーケティング戦略を参考に対象市場、ターゲットを意識し、コンセプト案を提案すること。

## 訪日マーケティング戦略

https://www.jnto.go.jp/projects/overseas-promotion/marketing-strategy/

※ターゲットに親和性の高いコンテンツだけではなく、観光庁の補助事業により過去(3年程度以内)に造成され、現在に至るまでインバウンド向けの着地型商品等として販売されているものも含めること。

## 8. 提案書の提出要領

- 1) 提出書類
  - ・令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業(北海道)提案書 (Excel)
- 2) 提出方法
  - ・電子メールによる提出。

メールの件名を「【提案者名】令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業提案」としてください。

- 3) 提出期限
  - · <u>令和7年3月7日(金)17:00必着</u>
- 4) 提出先、問い合せ先
  - ·北海道運輸局観光部国際観光課 田尻、福田 宛

メール: hkt-kokusai\_kankou@gxb.mlit.go.jp

電 話:011-290-2723